

令和7年度苅田町奨学生2次募集要項

1、苅田町奨学資金貸付制度の目的

町内に住所を有する者の子弟で、学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図るとともに、有為な人材を育成すること。

2、貸付金額・募集人員

学校等	貸付金額（月額）	募集人員
大学院	50,000円以内	1名程度
大学・短大・高専（4年生以上） 専修学校専門課程	45,000円以内	5名程度
私立高校・専修学校高等課程	30,000円以内	1名程度
公立高校・高専（3年生まで）	15,000円以内	

3、募集期間

令和7年7月28日から令和7年8月29日まで

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。）

苅田町役場学校教育課へ持参又は郵送のうえ、申し込むこと。

4、応募資格

（1）本町に3年以上住所を有する者の子弟であること。

（2）学校教育法第1条に規定する高等学校又は特別支援学校、高等専門学校、大学（大学院を含む。）又は同法第124条に規定する専修学校に在学し、素行健全で、学習意欲があり、経済的理由により学資の支出が困難であること。

※専修学校については、福岡県内に所在し、かつ独立行政法人日本学生支援機構貸付対象校に限る。（必ず進学先の学校もしくは在学している学校に直接問い合わせて、対象校になっているか本人が確認すること）

（3）同種の奨学資金の貸付を受けていないこと。

（4）世帯の収入状況により、貸付が出来ない場合があります。（所得制限有）

5、申請時に必要な書類

< 役場より配布 >

① 奨学資金貸付申請書（様式第1号）

② 学校推薦書（様式第2号）

③ 家庭の状況調書（様式第3号）及び申請理由書（別紙1）

※ 奨学生氏名・各連帯保証人氏名は、各自の直筆で記入のこと。

※ ②については卒業学校又は在学している学校で記入してもらうこと。

※ ③申請理由書については申請者本人が記入すること。

< 各自で準備 >

④ 奨学生の属する世帯全員の住民票の写し

⑤ 保護者以外の連帯保証人の住民票の写し

⑥ 在学証明書または入学許可証明書（合格通知書も可）

⑦ 連帯保証人の課税証明書（令和7年度分）、納税証明書（令和6年度分）及び使用料等（水道料金）の納付証明書（令和6年分）※いずれも最新の状況を証明するもの

※ ④⑤は在住の市役所・町村役場の**住民登録担当課**、⑦課税・納税証明書は在住の市役所・町村役場の**税務担当課**、⑦水道料金の納付証明書は在住の市役所・町村役場の**水道業務担当課**において、各自で入手すること。

※ ⑦については、2名の連帯保証人それぞれの証明書が必要。連帯保証人である世帯主以外に家計支持者がいる場合は、その方の課税証明書も提出してください。

6、連帯保証人の資格

連帯保証人は2名とし、1名は保護者、もう1名は本人及び保護者と**別世帯**で独立して生計を営み、返還に責任を負うことができる者とする。

保護者以外の連帯保証人は以下の要件を備えた者でなければならない。

(1) 一定の職業を持ち、申請者及びその保護者と**生計を同一にしていない**こと。

(2) 奨学生の貸付を開始する日において**満65歳以下**であること。

(3) 未成年者でないこと。

(4) **福岡県内に居住**し、債務弁済能力を有し、奨学資金の貸付開始の属する年度の前年度において**住民税所得割**が課され、税及び使用料等を滞納していないこと。

7、奨学生として決定した場合

提出書類 < 役場より送付 > ①誓約書（様式第5号）

②奨学資金借用書（様式第6号）

③奨学資金口座振込依頼書（様式第7号）

< 各自で準備 > ④印鑑証明書（保護者・連帯保証人 各1通）

⑤在学証明書

8、貸付期間

奨学生が在学する学校の**正規の修業期間**とする。

※ただし、大学院の奨学生の貸付期間は、入学年から2年を限度とする。

9、貸付金の返還

貸付金は無利子として卒業後6ヶ月目より貸付けを受けた期間の**3倍の期間内**に月賦又は年賦で均等に返還する（全額一括償還も可）。

貸付決定後、中途退学の場合は一括償還しなければならない。

10、申込み・問合せ先

〒800-0392 苅田町富久町1丁目19-1

苅田町役場4階 苅田町教育委員会学校教育課

TEL：093-434-1998